

介護保険サービス等事業者 様
障害福祉サービス等事業者 様
障害児通所サービス事業者 様

名古屋市防災危機管理局
名古屋市健康福祉局
名古屋市子ども青少年局

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

日ごろは本市防災行政及び介護・障害福祉行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、全国各地で豪雨災害をはじめとする災害が頻発・激甚化しており、要配慮者利用施設の利用者の避難対策については、より一層の対策が必要となっております。

利用者の生命を守るため、要配慮者利用施設の管理者・所有者は、水防法等(※)で避難確保計画の作成、提出と同計画に基づく避難訓練の「実施・実施結果の報告」が義務づけられています。

今年度本市では、令和4年6月にハザードマップを改定しました。今回の改定に伴い、すでに計画を提出いただいている場合においても、計画の追加作成・変更が必要な場合がございます。

つきましては、利用者の生命の保護を最重点とした災害対策に万全を期すため、速やかに避難確保計画関係書類の点検・作成・報告を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となる施設・作成方法について

令和4年地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象となります。

対象施設については、市公式ウェブサイトよりご覧ください。

(URL)<https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000056233.html>

二次元コードからもウェブページにアクセスできます。

検索の場合は

名古屋市 要配慮者利用施設等における避難確保等の促進について



2. 実施する事項

- ・避難確保計画の作成(変更)・提出
- ・避難確保計画に基づく避難訓練の実施および報告書の作成・提出

(留意事項)

・すでに避難確保計画を作成している場合も、必ず現在の避難確保計画について内容を確認してください。(浸水想定が変わり、当初予定していた避難先が使用できなくなっている場合があります。)

・確認の際のポイントにつきましては、別紙「チェックシート」から確認できます。

※水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律

3. 提出物

- ・避難確保計画作成(変更)報告書 3部(市で2部を保管し、提出、審査完了後1部を返送します)
- ・避難確保計画 3部(市で2部を保管し、提出、審査完了後1部を返送します)
- ・避難訓練実施報告書(避難確保計画に基づく避難訓練を実施した場合に提出) 1部
(避難訓練実施報告書については、報告提出後返送はありません)

※洪水・内水氾濫・高潮・津波・土砂災害のうち、該当する災害ごとに計画の作成が必要です。

※作成方法や施設ごとに該当する災害の種類について、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しております。(前頁参照)

4. 提出方法および提出先

提出方法:郵送または持参(計画書を3部準備し、持参してください)

提出先:施設が所在する区の区役所総務課または消防署総務課

5. 作成時のサポートが必要な場合

避難確保計画の作成にあたって不明な点やお困りの点がありましたら下記あてにメールまたは電話にてお問い合わせください。なお、例年通知後に非常に多数のお問い合わせをいただいております。電話は当日に返答できない場合がございます。メールでのお問い合わせが便利です。

【問い合わせ先】

名古屋市防災危機管理局危機管理企画室・地域防災室

(メールアドレス)a3523@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

a3591@bosaikikikanri.city.nagoya.lg.jp

(電話)052-972-3523・3591

6. その他

・既に非常災害対策計画等で発生時の避難計画について定めている場合は、避難確保計画と兼ねることができますが、その場合も既存の計画の提出(3部)が必要となります。

以上

担当	名古屋市防災危機管理局 危機管理企画室 地域防災室 名古屋市健康福祉局 介護保険課 障害者支援課 名古屋市子ども青少年局 子ども福祉課
----	--